

自治体財政 改善のヒント 第61回

フローとストック混在の決算収支 実質収支と財政調整基金に着目

大和総研金融調査部 主任研究員 鈴木 文彦

「財務報告書」、
「財政白書」など
様々な呼び方がある
決算報告書。決算統
計、健全化判断比率
から統一的な基準に
よる財務書類までコ
ンテンツも様々で、

歳入総額	***
歳出総額	***
歳入歳出差引	***
翌年度に繰越すべき財源	***
実質収支	***
単年度収支	***
積立金	***
繰上償還金	***
積立金取崩し額	***
実質単年度収支	***

何をみればよいか目移りするほどだ。それでも歳入歳出の基本となる決算収支がない自治体はない。読者諸氏には見慣れた形式だが、その意味するところを説明するのは意外と難しい。

歳入から歳出を差し引いたのが歳入歳出差引で、形式収支ともいう。ただし収支といっても、収入から支出を引いた純増減ではない。歳入に前年度の繰越金が含まれるので、厳密に言えば収支ではなく年度末の“残高”である。実質収支も同じく残高概念である。単年度収支と実質単年度収支は純増減を意味する“収支”だ。同じ収支でもフローとストックが混在している。

引当後歳計現金としての実質収支

収支状況欄の行頭、歳入総額から実質単年度収支までの流れを整理する。例は筆者が行財政推進委員会委員を務める東京都西東京市の2019年度決算を使う(表)。まず、歳入総額は繰越金と繰越金以外の歳入に区分できる。歳入から歳出を引いた歳入歳出差引は歳計剰余金とも呼ばれる。歳計剰余

金は翌年度に一定額が基金に積み立てられる。これを歳計剰余金処分(表のB)という。

次は実質収支の計算である。歳入歳出差引から「翌年度に繰り越すべき財源」(F)を控除する。自治体の歳入歳出は年度単位で計上されているが、当年度に使う予定で予算計上した事業が年度をまたいで延期になることがある。当年度の歳出に計上できないときは、セットで歳入も繰り越すこととされている。歳入の一部を翌年度のために引当てると考えれば、実質収支は翌年度引当後のキャ

表 西東京市の歳入歳出と収支

(千円)		2018年度	2019年度
歳入総額	A	75,743,341	72,192,986
繰越金		1,657,571	1,292,077
(歳計剰余金処分)	B	(100)	(100)
純繰越金		1,537,877	1,272,543
繰越事業費等充当財源	C	119,694	19,534
繰越金以外の歳入	D	74,085,770	70,900,909
うち積立金取崩し額	E	1,170,000	800,000
うち翌年度に繰り越すべき財源	F	19,534	100
(標準財政規模)	G	(38,995,248)	(38,730,287)
歳出総額	H	74,451,164	70,780,699
うち積立金	I	1,170,609	819,269
うち繰上償還金	J	0	0
歳入歳出差引	K:A-H	1,292,177	1,412,287
(歳計剰余金、形式収支)			
単年度歳入*	L:D+C-F	74,185,930	70,920,343
歳出総額(処分積立後)	M:H+B	74,451,264	70,780,799
単年度収支	L-M	-265,334	139,544
実質収支	N:K-F	1,272,643	1,412,187
実質収支比率(%)	N/G	3.3	3.6
実質単年度歳入*	O:L-E	73,015,930	70,120,343
実質歳出総額*	P:M-I-J	73,280,555	69,961,430
実質単年度収支	O-P	-264,625	158,913
実質収支(再掲)	N	1,272,643	1,412,187
財政調整基金	Q	3,008,378	3,027,647
基金等*	R:N+Q	4,281,021	4,439,834
基金等比率(%)*	R/G	11.0	11.5

出所：図、表とも総務省「地方財政状況調査」から大和総研作成。*印は決算収支の仕組みを説明するために設定した項目

ッシュ残高といえよう。歳入歳出に関わる現金を歳計現金というから引当後の歳計現金残高である。

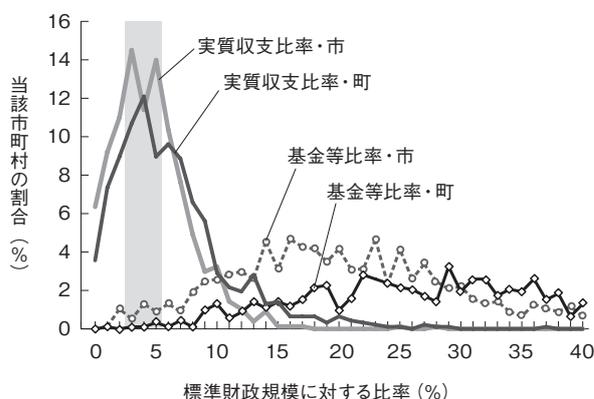
そして年度初めから年度末までの実質収支の純増減を単年度収支という。単年度収支を収入と支出に分解し、そのうち収入を「単年度歳入」と呼ぶこととする。単年度歳入は当年度の歳入を歳出年度に合わせて期間調整したものだ。繰越金以外の歳入 (D) から繰越事業費等充当財源 (C、前年度の「翌年度に繰り越すべき財源」) を戻し入れ、翌年度に繰り越すべき財源 (F) を控除する。歳出総額には歳計剰余金処分 (B) による積み立てを反映。こうして求められた単年度歳入から歳出総額 (処分積立後、M) を差し引き、単年度収支が求められる。

実質収支は収支のなかで最も重視されている。建設補助金などを除いたその自治体の経常的な収入水準を標準財政規模といい、これを基準に実質収支の大きさを示した指標を実質収支比率という。西東京市は3.6%で前年度を0.3ポイント上回った。国のモニタリング指標のひとつで、財政規模に応じた^{いきさち}閾値を超えてマイナスになると早期是正措置が発動される。高ければよいというわけではなく、3～5%程度が適当とされる。19年度は政令指定都市を除く市の4割、町村の3割がこの範囲にあった。マイナスの自治体はなかった。「実質赤字比率」という指標名があるように、実質収支のマイナスは赤字と呼ばれる。だが、そもそも残高概念であるため期間損益の赤字とは意味が異なる。

実質単年度収支と基金等をセットで診断

次は実質単年度収支である。実質収支比率は3～5%に収まるよう調整されるので財務状況の差が反映されない。実質収支の純増減を示す単年度収支も同じである。そこで、基金積み立てによる調整要素を除いた単年度収支である実質単年度収支が登場する。単年度歳入から財政調整基金の取り崩し (E) で補てんしたものを控除。歳出からは財政調整基金への積立金 (I)、地方債の繰上償還金 (J) を除く。これらは黒字計上の結果、黒字の処分として行われるものだからだ。当年度

図 実質収支比率と基金等比率の分布 (2019年度)



の財政運営を評価するための単年度の実質的な収支が実質単年度収支である。

ただ決算収支の場合、歳入といっても税収のような経常収入だけでなく借入金や建設補助金などが含まれる。歳出には人件費と借入返済、建設事業費などが含まれている。公営企業会計のような収益的収支と資本的収支の区分がない。財政の良し悪しを概括できたとしても、分析には経常収支比率など別の切り口が必要になる。

その上で決算収支の何に着眼するべきか。フローは実質単年度収支、ストック (残高) なら実質収支と財政調整基金だ。実質収支は翌年度の引き当てを控除した、使い道に縛られない歳計現金の年度末残高。財政調整基金は実質単年度収支の計算の調整要素である。そこで実質収支と財政調整基金を合わせて「基金等」(R) とする。前年度末残高に当年度の実質単年度収支を加えると当年度末の残高になるのを確認されたい。企業でいえば累積黒字のように毎年度の収支状況の積み重ねで上下する計数である。

基金等は実質収支比率と同じく標準財政規模に対する比率で水準を測るものとする。仮に「基金等比率」と呼ぶ。図から分布をみると3～5%に集まる実質収支比率と違ってばらつきが大きい。政令市を除く市の中間値は21%で、約半分が14～27%に属する。町村の中間値は36%で全体的に高い。西東京市は19年度に実質単年度収支が黒字転換し、基金等が増加した。基金等比率は1.5ポイント改善し11.5%となった。